

医政看発 0521 第 2 号  
平成 27 年 5 月 21 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局看護課長  
(公 印 省 略)

#### 看護師等の人材確保に関する事項の施行について

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成 26 年法律第 83 号。以下「地域医療介護総合確保推進法」という。）については、昨年 6 月 25 日に公布され、同法第 21 条による看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成 4 年法律第 86 号。）の一部改正（以下「改正法」という。）については、本年 10 月 1 日から施行することとされたところです。

これに伴い、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」（平成 27 年厚生労働省令第 57 号。）が本年 3 月 31 日に公布され、看護師等の人材確保の促進に関する法律施行規則の一部改正（以下「改正省令」という。）について、同じく本年 10 月 1 日から施行することとされるとともに、その周知について、「『地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律』の一部の施行について」において依頼しました。

本年 10 月 1 日から施行される看護師等の人材確保に係る改正法及び改正省令の趣旨、内容、留意事項等は下記のとおりですので、貴職におかれましては、これを御了知いただくとともに、貴管下の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対し、周知をお願いいたします。

#### 第一 趣旨及び概要

看護師等（以下「保健師、助産師、看護師及び准看護師」をいう。）の確保を図るために、都道府県ナースセンター（以下「都道府県センター」という。）が離職した看護師等を把握するとともに、都道府県センターの機能を強化することにより、看護師等の復職支援を推進していくことが重要である。今回の改正は、こうした観点から、

- (1) 都道府県センターの業務として、新たに、看護師等に対し、その就業の促進に関する情報の提供、相談その他の援助を行うことを追加すること（改正法第 15 条第 6 号）
- (2) 都道府県センターは、公共職業安定所に加えて、地方公共団体その他の関係機関

との密接な連携の下に業務を行わなければならないものとするとともに、都道府県その他の官公署に対し、業務に必要な情報の提供を求めることができるものとすること（改正法第16条及び第16条の2）

- (3) 看護師等は、病院等を離職した場合等に、住所、氏名等の事項を、都道府県センターに届け出るよう努めなければならないものとすること（改正法第16条の3第1項、地域医療介護総合確保推進法附則第41条）
- (4) 都道府県センターは、その業務の一部を委託することができるものとすること（改正法第16条の5第1項）

等の規定を設けるものである。

## 第二 内容及び留意事項等

### 1 都道府県センターの業務の追加（改正法第15条第6号関係）

都道府県センターは、看護師等に対し、その就業の促進に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと。

本規定に基づき、第二の3により住所、氏名等を届け出た看護師等に対し、都道府県センターが離職後も一定のつながりを確保し、求職者になる前の段階から、効果的かつ総合的な支援を実施することが可能になること。

具体的には、都道府県センターは、メールによる情報提供や電話による相談を行うなど、連絡先を届け出た看護師等とのつながりを確保し、求職者となるよう取組を行うこと。

### 2 都道府県センターと関係機関との密接な連携等

都道府県センターは、地方公共団体、公共職業安定所その他の関係機関との密接な連携の下に、無料の職業紹介事業（改正法第15条第5号）及び就業の促進に関する情報の提供、その他の援助（改正法第15条第6号）の業務を行わなければならないこと（改正法第16条）。

また、都道府県センターは、都道府県その他の官公署に対し、改正法第15条第6号の業務を行うために必要な情報の提供を求めることができること（改正法第16条の2）。

関係機関や官公署として、地方公共団体、公共職業安定所、医療勤務環境改善支援センター等が考えられること。特に公共職業安定所との連携については、隨時巡回相談や職業紹介に係る情報の交換を行う等の取組が考えられること。

### 3 看護師等の免許保持者による届出（改正法第16条の3関係）

#### ① 届出の対象者、事項、方法（改正法第16条の3第1項）

看護師等は、病院等を離職した場合その他の厚生労働省令で定める場合には、住所、氏名その他の厚生労働省令で定める事項を、厚生労働省令で定めるところにより、都

道府県センターに届け出るよう努めなければならないこと(改正法第16条の3第1項)。改正法の施行の際(本年10月1日)現に業務に従事していない看護師等についても、同法の施行後速やかに、改正法第16条の3第1項の規定の例により届け出るよう努めなければならないこと(地域医療介護総合確保推進法附則第41条)。

ア 届出の対象者(改正省令第3条関係)

「厚生労働省令で定める場合」とは、

- ・改正法第2条第2項に規定する病院等を離職した場合(同条第1号)
- ・保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第2条、第3条、第5条又は第6条に規定する業(以下「保助看法の業」という。)に従事しなくなった場合(同条第2号)
- ・看護師等の免許を受けた後、保助看法の業に直ちに従事する見込みがない場合(同条第3号)

であること。

同条第1号にいう病院等とは、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設及び指定訪問看護事業(改正法第2条第2項に規定する事業をいう。)を行う事業所とされていること(改正法第2条第2項)。

保助看法の業に従事しない場合には、看護師等の免許を受けた後に進学する場合や、社会福祉施設や事業所等の病院等以外の施設において、保助看法の業に従事していた者が離職する場合が含まれ、このような場合においても、届出が必要であること(改正省令第3条第2号及び第3号)。

なお、改正省令第3条に規定する場合以外であっても、都道府県センターに届出を行うことは可能であること。

イ 届け出る事項(改正省令第4条関係)

「厚生労働省令で定める事項」とは、

- ・氏名、生年月日及び住所(同条第1号)
- ・電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先に係る情報(同条第2号)
- ・保健師籍、助産師籍、看護師籍又は准看護師籍の登録番号及び登録年月日(同条第3号)
- ・就業に関する状況(同条第4号)

であること。

第4号の就業に関する状況とは、就業をしていない旨又は就業している旨を記載とともに、就業していない場合はその職歴など可能な限り具体的に記載するものであること。

ウ 届出の方法(改正省令第5条関係)

届出は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるとされていること。この場合においては、中央ナースセンターを経由して行うものとすること。具体的に

は、インターネットを経由して中央ナースセンターのホームページに接続し、届出を行うものであること。なお、インターネットを使用することが困難な者については、書面による届出も可能であること。

② 届出事項の変更の届出（改正法第 16 条の 3 第 2 項）

看護師等は、3 の①のイで届け出た事項に変更が生じた場合には、その旨を都道府県センターに届け出るよう努めなければならないこと。なお、当該届出の方法については、3 の①のウと同様であること。

③ 病院等の開設者等による届出の支援（改正法第 16 条の 3 第 3 項）

病院等の開設者等その他厚生労働省令で定める者は、届出が適切に行われるよう、必要な支援を行うよう努めるものとすること。

「厚生労働省令で定める者」とは、保健師助産師看護師法第 19 条第 1 号に規定する学校及び同条第 2 号に規定する保健師養成所、同法第 20 条第 1 号に規定する学校及び同条第 2 号に規定する助産師養成所、同法第 21 条第 1 号に規定する大学、同条第 2 号に規定する学校及び同条第 3 号に規定する看護師養成所並びに同法第 22 条第 1 号に規定する学校及び同条第 2 号に規定する准看護師養成所の設置者（以下「学校養成所の設置者」という。）であること（改正省令第 6 条）。

病院等の開設者等が行う支援とは、看護師等が離職する場合に、都道府県センターに届出を行うことが法律で定められている旨を情報提供し、届出を促すことや、当該看護師等の同意の下、当該看護師等に代わって都道府県センターに届け出ることなどが考えられること。

学校養成所の設置者が行う支援とは、看護師等の免許を受けたものの、卒業後に保助看法の業に従事しないことが明らかとなっている学生又は生徒に対して、都道府県センターに届出を行うことが法律で定められている旨を情報提供し、届出を促すことや、在学中の学生又は生徒に、卒業後を想定したキャリア教育の一環として、法に基づき、病院等を離職する場合や保助看法の業に従事しなくなった場合に、都道府県センターに届出を行うことが必要である旨を教育することなどが考えられること。

#### 4 業務の委託（改正法第 16 条の 5 関係）

都道府県センターは、その業務の一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。ただし、改正法第 15 条第 5 号に規定する無料の職業紹介事業については委託することができないことに留意すること。

「厚生労働省令で定める者」とは、当該業務を適切、公正かつ中立に実施できる者として都道府県センターが認める者とすること（改正省令第 7 条）。具体的には、地域において医療に関する公益的な事業を実施する非営利法人等、当該業務を適切に実施

する能力を有する法人や、自治体等の官公署等が考えられること。

## 5 その他所要の改正

中央ナースセンター、都道府県センターの役員若しくは職員又はこれらの者であった者の秘密保持義務等を規定したこと（改正法第16条の4、第22条、第24条関係）。

都道府県センターの業務の一部の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらのものであった者の秘密保持義務等を規定したこと。（改正法第16条の5第2項、第24条関係）

中央ナースセンター及び都道府県センターは、業務に関して知り得た個人情報等の漏えいの防止等の適切な管理のための必要な措置を講ずる必要があること。

## 6 地域の関係機関との連携体制の構築

都道府県センターによる看護師等確保対策（3の③の届出の支援や4の業務の委託を含む）については、都道府県の支援の下、医師会や病院団体等の地域の医療関係団体、都道府県労働局等の関係行政機関、その他地域の実情に応じて必要と判断する関係者を構成員とした既存の都道府県ナースセンター運営協議会等において十分に協議して進める必要があること。

なお、日本看護協会、日本医師会及び病院団体等を構成員とした「ナースセンターの運営に関する中央における定期的な協議の場」が設けられたところであり、課題の整理、関係者が協力すべき事項等について議論し、その結果については都道府県センター等に情報提供する予定であること。